

<令和6年度第7回（第52回）魚沼市地域公共交通協議会>

協議結果

以下の結果から、魚沼市地域公共交通協議会規約第12条第4項の規定に基づき、承認されたものとする。

【協議事項】

令和7年度地域間幹線系統に係る地域公共交通計画別紙の一部変更（案）  
について

■結果

異議なし

■意見等

なし

【回答状況】

委員数：24人（会長を除く）

回答数：21人

未回答：3人

(協議事項の概要)

令和 6 年 6 月に策定した令和 7 年度の広域的・幹線的生活交通路線の運行計画  
(運行期間：R6.10～R7.9) について、下記のとおり変更したいので、ご意見いた  
だきますようお願いします。

1 計画変更の概要

- 令和 6 年 6 月に魚沼市地域公共交通協議会において、地域間幹線系統として、  
国及び県の補助対象と位置付けたバス路線について、令和 7 年 3 月 1 日実施の運  
賃改定に伴う計画変更を行うものです。

2 変更理由 (下記のとおり)

- 運賃改定に伴い、運行計画を変更するため。(南越後観光バス株式会社)

3 協議後の対応

既に国へ提出している標記計画について、今回の協議を踏まえ、国へ計画変更手  
続を行います。

4 添付資料

①地域公共交通計画別紙 (令和 7 年度) 変更案 今回の変更に係る、広域的・幹線的生活交通路線の運行計画案
②表 1 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の概要及び運行予定者 計画により維持されるバス路線の概要及び予定補助額
③様式 1-5 運行系統別輸送実績及び平均乗車密度算定表 計画により維持されるバス路線の輸送実績及び平均乗車密度算定表
④表 2 地域公共交通確保維持事業に要する費用の総額、負担者及びその負担額 計画により維持されるバス路線の詳細及び予定補助額の算定基礎

【変更箇所及び変更日】

(変更予定日：R7.3.1～)

運行 事業者等	申請 番号	運行系統名	変更の内容
南越後観光 バス(株)	1	表 2 のとおり	運賃改定による平均賃率の変更

令和7年2月 日

(名称) 魚沼市地域公共交通協議会

1. 地域公共交通確保維持事業に係る目的・必要性
(変更なし)
2. 地域公共交通確保維持事業の定量的な目標・効果
(1) 事業の目標
(変更なし)
(2) 事業の効果
(変更なし)
3. 2. の目標を達成するために行う事業及びその実施主体
(変更なし)
4. 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の概要及び 運送予定者
地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱「表1」を添付
5. 地域公共交通確保維持事業に要する費用の総額、負担者及びその負担額
地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱「表2」を添付
6. 2. の目標・効果の評価手法及び測定方法
(変更なし)
7. 別表1の補助対象事業の基準ホただし書に基づき、協議会が平日1日当たりの運 行回数が3回以上で足りると認めた系統の概要 <b>【地域間幹線系統のみ】</b>
(変更なし)
8. 別表1の補助対象事業の基準ニに基づき、協議会が「広域行政圏の中心市町村に 準ずる生活基盤が整備されている」と認めた市町村の一覧 <b>【地域間幹線系統のみ】</b>
(変更なし)

9. 生産性向上の取組に係る取組内容、実施主体、定量的な効果目標、実施時期及びその他特記事項 <b>【地域間幹線系統のみ】</b>
(変更なし)
10. 地域公共交通確保維持改善事業を行う地域の概要 <b>【地域内フィーダー系統のみ】</b>
(変更なし)
11. 車両の取得に係る目的・必要性 <b>【車両減価償却費等国庫補助金・公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】</b>
(変更なし)
12. 車両の取得に係る定量的な目標・効果 <b>【車両減価償却費等国庫補助金・公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】</b>
(1) 事業の目標
(変更なし)
(2) 事業の効果
(変更なし)
13 車両の取得計画の概要及び車両の取得を行う事業者又は地方公共団体、要する費用の総額、負担者とその負担額 <b>【車両減価償却費等国庫補助金・公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】</b>
(変更なし)
14. 老朽更新の代替による費用の削減等による地域公共交通確保維持事業における収支の改善に係る計画（車両の代替による費用削減等の内容、代替車両を活用した利用促進策） <b>【公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】</b>
(変更なし)
15. 貨客混載の導入に係る目的・必要性 <b>【貨客混載導入経費国庫補助金を受けようとする場合のみ】</b>
(変更なし)

<b>16. 貨客混載の導入に係る定量的な目標・効果</b>	
<b>【貨客混載導入経費国庫補助金を受けようとする場合のみ】</b>	
(1) 事業の目標	
(変更なし)	
(2) 事業の効果	
(変更なし)	
<b>17. 貨客混載の導入に係る計画の概要、要する費用の総額、内訳、負担者及び負担額</b>	
<b>【貨客混載導入経費国庫補助金を受けようとする場合のみ】</b>	
(変更なし)	
<b>18. 協議会の開催状況と主な議論</b>	
平成31年2月28日(第24回)	平成31年度事業計画、ダイヤ改正等について協議し合意
令和元年6月27日(第25回)	令和2年度事業計画について協議し合意
令和元年10月4日(第26回)	実証運行終了後の本格運行について協議
令和2年1月9日(第27回)	地域公共交通確保維持改善事業・事業評価
令和2年3月15日(第28回)	令和2年度事業計画、ダイヤ改正等について協議し合意
令和2年6月29日(第29回)	令和3年度事業計画について協議し合意
令和2年8月28日(第30回)	魚沼市地域公共交通計画策定について協議
令和2年10月12日(第31回)	魚沼市地域公共交通計画策定について協議
令和2年12月14日(第32回)	魚沼市地域公共交通計画策定について協議
令和3年1月13日(第33回)	地域公共交通確保維持改善事業・事業評価
令和3年2月22日(第34回)	令和3年度事業計画、ダイヤ改正等について協議し合意
令和3年6月28日(第35回)	令和4年度事業計画について協議し合意
令和3年8月27日(第36回)	乗合タクシー時刻表の改正について協議し合意
令和3年12月20日(第37回)	地域公共交通確保維持改善事業・事業評価について
令和4年2月22日(第38回)	乗合タクシー時刻表の改正について協議し合意
令和4年6月27日(第39回)	令和5年度事業計画について協議し合意
令和4年8月17日(第40回)	自家用有償旅客運送の更新登録申請について協議し合意
令和4年12月23日(第41回)	地域公共交通確保維持改善事業・事業評価
令和5年2月20日(第42回)	令和5年度事業計画、ダイヤ改正等について協議し合意
令和5年6月28日(第43回)	令和6年度事業計画について協議し合意
令和6年1月12日(第44回)	地域公共交通確保維持改善事業・事業評価
令和6年2月21日(第45回)	令和6年度事業計画、ダイヤ改正等について協議し合意
令和6年4月30日(第46回)	魚沼市地域公共交通計画の修正について協議し合意
令和6年6月26日(第47回)	令和7年度事業計画について協議し合意
令和6年9月24日(第48回)	協議会規程の制定及び分科会の設置について協議し合意
令和6年11月27日(第49回)	AI オンデマンド交通実証運行計画について協議し合意
令和6年12月16日(分科会)	AI オンデマンド交通実証運行の運賃について協議し合意
令和6年12月25日(第50回)	AI オンデマンド交通実証運行の開始について
令和7年1月7日(第51回)	地域公共交通確保維持改善事業・事業評価
令和7年2月25日(第52回)	地域公共交通計画別紙の一部変更について協議し合意(予定)

## 19. 利用者等の意見の反映状況

バスの利用状況や利用者の行動データを分析し、利用者の移動ニーズや問題点の把握に努めている。

また、市民やバス利用者、市民団体等と意見交換を行うとともに、地元のコミュニティや自治会等と連携し、利用者の意見を間接的に収集することにより、市民の共感を得ながら、事業者及び沿線自治体と協調した枠組みの中で、地域間幹線の維持・確保に取り組んでいる。

## 【本計画に関する担当者・連絡先】

(住 所) 新潟県魚沼市小出島 910-1

(所 属) 魚沼市市民福祉部生活環境課

(氏 名) 桜井 秀明

(電 話) 025-792-9766

(e-mail) kankyo@city.uonuma.lg.jp

注意： 本様式はあくまで参考であり、補助要綱の要件を満たすものであれば、この様式によらなくても差し支えありません。

実際の計画作成に当たっては補助要綱等を踏まえて作成をお願いいたします。

各記載項目について、地域公共交通利便増進実施計画及び地域旅客運送サービス継続実施計画を作成している場合には、当該計画から該当部分を転記したり、別添〇〇計画△節のとおり、等として引用したりすることも可能です。(ただし、上記2.・3.については、地域公共交通利便増進実施計画及び地域旅客運送サービス継続実施計画に定める目標、当該目標を達成するために行う事業及びその実施主体に関する事項との整合性を図るようにして下さい。また、地域公共交通計画全体として、協議会における協議が整った上で提出される必要があります)。

※該当のない項目は削除せず、「該当なし」と記載して下さい。

表1 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の概要及び運行予定者(地域間幹線系統)

令和7年度

都道府県 (市区町村)	運行予定者名	運行系統名 (申請番号)	確保維持事業に要する 国庫補助額 (千円)	確保維持事業に要する 国庫補助額 (千円) 【変更後】	特例措置
魚沼市	南越後観光バス(株) (1)	小千谷～小出	1,714.0	1,714.0	令和8年度、令和9年度については、令和7年度事業から 土日・祝日の日数による運行回数等の違いを除き、変更がないため省略
	南越後観光バス(株) (2)	小出～栃尾又	767.5	767.5	
	南越後観光バス(株) (3)	六日町～小出	1,360.5	1,360.5	
		(4)			
		(5)			
		(6)			
		(7)			
合 計			3,842.0	3,842.0	

(注)

1. 本表に記載する運行予定系統を示した地図(運行予定系統が熊本地震被災市町村における応急仮設住宅の1キロメートル以内を経由することを図示したものを含む)を添付すること。
2. 「特例措置」には、地域公共交通利便増進実施計画の認定を受け、地域間幹線系統に係る特例措置の適用を受ける場合には「1」を、平成29年8月2日改正附則第2条の規定に該当する場合には「2」を、補助金交付要綱別表2 5. ただし書きに該当する場合には「3」を記載する。
3. 補助対象期間の計画と比較し、翌年度及び翌々年度の計画が同じ若しくは曜日の違いによる運行回数以外に変更がない場合については、その旨を記載することで足りるものとする。(記載例「令和〇年度、令和〇年度については、令和〇年度事業から 土日・祝日の日数による運行回数等の違いを除き、変更がないため省略」)



事業者名	南越後観光バス株式会社	
運行計画担当部門	<small>(担当部門の名称)</small> 乗合営業部	<small>(責任者役職・氏名)</small> 次長 武藤 文昭
補助金担当部門	<small>(担当部門の名称)</small> 乗合営業部管理課	<small>(責任者役職・氏名)</small> 係長 関 正太

運行系統別輸送実績及び平均乗車密度算定表 (令和5年度)

実態調査日 令和4年10月11日・11月14日・12月14日・令和5年1月12日・2月10日・3月11日・4月9日・5月8日・6月13日・7月12日・8月10日・9月8日 実施

申請 番号	運行 系統名	運行系統			年間輸送実績							経常収益		経常費用	平均乗車密度算定				市町村に よる回数 券購入等 の有無	備 考			
		起点	主な 経由地	終点	キロ程 (km)	運行 回数 (A) (回)	輸送人員 (人)	1人平均 乗車キロ (km)	輸 送 人キロ (人キロ)	運送収入 (B) (円)	実車走行 キ ロ (C) (km)	運送雑収 (D) (円)	営業外 収 益 (E) (円)	計 (B)+(D)+(E)	1系統当り 経常費用 (円)	運賃改定前 の平均賃率× 日数	適用 日数	運賃改定後 の平均賃率× 日数			適用 日数	平 均 賃 率 (F) (円)	平均乗車 密 度 (B)/(C) /(F) (G)
第1号	小千谷～小出	小千谷総合病院	川口	小出営業所前	25.0	4.6	27,501	7.3	200,757.3	5,845,557	84,250.0	15,830	331,080	6,192,467	27,397,257		28.38	28.15	2.4	11.0	有・無		
第2号	小出～栃尾又	小出駅前	折立	栃尾又	15.0	6.2	20,350	7.0	142,450.0	5,992,518	67,366.2	16,228	339,403	6,348,149	21,906,814			39.99	2.2	13.6	有・無		
第3号	六日町～小出	六日町駅前	新国道 小出駅	魚沼市役所前	26.0	4.6	23,805	8.9	211,864.5	6,563,594	88,309.5	17,775	371,748	6,953,117	28,717,366			29.82	2.4	11.0	有・無		
第4号	十日町～中里～津	十日町車庫前	中里	津南営業所前	19.8	8.9	66,270	12.1	801,867.0	28,692,096	129,599.5	77,702	1,625,061	30,394,859	42,144,461		35.81	35.44	6.1	54.2	有・無		
第5号	十日町～宮中～津南	十日町車庫前	宮中	津南営業所前	21.3	3.3	32,589	13.4	436,692.6	14,935,231	52,797.4	40,446	845,901	15,821,578	17,169,186		34.18	33.91	8.2	27.0	有・無		
合計					107.1		170,515			62,028,996	422,322.6	167,981	3,513,193	65,710,170	137,335,084								

[記載要領]

- この書類は、補助対象期間(補助金交付要綱第5条で定める期間)の前々年度の実績について、補助対象期間の末日現在における状態に応じて、運行系統ごとに作成すること(補助対象系統のみ記載すること)。
- 申請番号は、生活交通確保維持改善計画認定申請書の申請番号と同一のものとする。
- 起点及び終点は停留所名をもって記載し、主な経由地は他の運行系統と区別できる停留所名をもって記載し、キロ程は小数点以下第1位まで記載すること。
- 運行回数は、補助対象期間の前々年度中における1日の平均を小数点第1位(第2位以下切り捨て)まで算出して記載すること。なお1往復を運行回数1回とし、循環系統の場合は、1循環で運行回数1回とする。
- 1人平均乗車キロは、運行系統ごとに実態調査に基づいて記載すること。
- 輸送人キロは、輸送人員×1人平均乗車キロにより算出すること。
- 運送収入は、当該運行系統の補助対象期間の前々年度の運送収入について、原則として年1回以上実態調査を実施し、その結果により算出すること。また、実態調査日についても記載すること。
- 実車走行キロは、小数点第1位(第2位以下切り捨て)まで算出して記載すること。
- 1系統当たり経常費用は、補助対象事業者の実車走行キロ当たり経常費用に当該系統の実車走行キロを乗じたものとする。
- 平均賃率は、停留所相互間総運賃額÷停留所相互間総キロにより銭単位まで算出すること(銭未満切捨て)。ただし、補助対象期間中の前々年度に運賃改定があった場合の当該運行系統の平均賃率は、表中の計算式により算出すること。なお、この場合において、スト及び積雪等の理由によりバスが運行されなかった日は適用日数から除くものとする。
- 平均乗車密度は(B)÷(C)÷(F)と算出し、その値について、小数点第1位(第2位以下切り捨て)まで算出すること。
- 備考欄には、補助対象期間の前々年度中に運行回数の変更があった場合、スト及び積雪等の理由によりバスが運行されなかった期間があった場合又は運賃改定があった場合等特記すべき事項について、変更年月日又は期間及びその内容を記載すること。
- 各運行系統のキロ程、輸送人員、輸送人キロ、運送収入、実車走行キロ、運送雑収及び営業外収益の合計欄については必ず記載すること。
- 市町村による回数券購入等の有無は、運送収入に含まれるものの有無について記載すること。

表2 地域公共交通確保維持事業に要する費用の総額、負担者及びその負担額(地域間幹線系統用)

事業者名	南越後観光バス株式会社	令和7年度
------	-------------	-------

※令和8年度、令和9年度については、令和7年度事業から 土日・祝日の日数による運行回数等の違いを除き、変更がないため省略

1. 申請事業者の概要

(1) 基準期間: R5年度実績(R4.10.1~R5.9.30)

補助対象期間の 前々年度(基準期間*)の 損益状況	乗合バス事業					
	営業収益	149,532 千円	営業外収益	8,447 千円	経常収益(イ)	157,979 千円
	営業費用	344,637 千円	営業外費用	1,035 千円	経常費用(ロ)	345,672 千円
	営業損益	▲ 195,105 千円	営業外損益	7,412 千円	経常損益	▲ 187,693 千円
補助対象期間の 前々年度の 実車走行キロ(ハ)	1,062,956.0	km		経常収支率	45.70 %	

(2) 基準期間の前年度: R4年度実績(R3.10.1~R4.9.30)

基準期間の前年度の 損益状況	乗合バス事業					
	営業収益	126,632 千円	営業外収益	11,642 千円	経常収益(イ)	138,274 千円
	営業費用	351,568 千円	営業外費用	1,149 千円	経常費用(ロ)	352,717 千円
	営業損益	▲ 224,936 千円	営業外損益	10,493 千円	経常損益	▲ 214,443 千円
基準期間の前年度の 実車走行キロ(ハ')	1,143,429.0	km		経常収支率	39.20 %	

(3) 基準期間の前々年度: R3年度実績(R2.10.1~R3.9.30)

基準期間の前々年度の 損益状況	乗合バス事業					
	営業収益	109,912 千円	営業外収益	10,538 千円	経常収益(イ)	120,450 千円
	営業費用	367,155 千円	営業外費用	1,354 千円	経常費用(ロ)	368,509 千円
	営業損益	▲ 257,243 千円	営業外損益	9,184 千円	経常損益	▲ 248,059 千円
基準期間の前々年度の 実車走行キロ(ハ'')	1,156,010.3	km		経常収支率	32.68 %	

(補助対象事業者の「基準期間」\*を最終年度とする連続した過去3年間)における実車走行キロ当たり経常費用等)

補助ブロック名	補助対象事業者の実車走行 キロ当たり経常費用 (基準期間の前々年度) ロ'÷ハ'' = a	補助対象事業者の実車走行キ ロ当たり経常費用 (基準期間の前年度) ロ'÷ハ' = b	補助対象事業者の実車走行 キロ当たり経常費用 (基準期間) ロ÷ハ = c
羽越	318円.77銭	308円.47銭	325円.19銭

※「基準期間」とは、補助対象期間の前々年度の補助対象期間をいう。

2. キロ当たり補助対象経常費用及び収益

補助ブロック名	補助対象事業者の実 車走行キロ当たり経常 費用 (a+b+c)÷3 = ニ	地域キロ当たり 標準経常費用 ホ	キロ当たり経常費用 ニとホのいずれか少ない額 ハ	キロ当たり経常収益 イ÷ハ = ト
羽越	317円47銭	378円29銭	317円47銭	148円62銭

3. 補助対象系統ごとに要する費用、負担者とその負担割合

(1) 系統概要

補助ブロック名	申請番号	特別措置	運行系統名	運行系統			計画運行日数	計画運行回数 ( ) ①=カッコ内	計画平均乗車密度 ②	計画輸送量 ③×②=④	系統キロ程		地域公共交通再編事業を実施する区域におけるキロ程		系統キロ程と地域公共交通再編事業を実施する区域におけるキロ程の比率		補助ブロック外乗入部分のキロ程		同一補助ブロック都道府県外乗入部分のキロ程		他路線との融合部分に係るキロ程		他系統との割合率 ル÷チ	補助ブロック外乗入部分、同一補助ブロック都道府県外乗入部分及び他路線との割合率 (チー(リ+ヌ+ル))÷チ=ウ
				起点	主な経由地	終点					オ	オ	オ÷チ=ウ	リ	ヌ	ル								
羽越 1			小千谷～小出	小千谷駅前南側	川口	小出営業所前	240	12000 (5.0)	2.4	12.0人	往 25.0km (平均) 復 25.0km	往 0.0km (平均) 復 0.0km	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	100.000
羽越 2			小出～栃尾又	小出駅前	折立	栃尾又	365	1572.0 (4.3)	2.2	9.4人	往 14.7km 復 14.7km	往 0.0km 復 0.0km	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	100.000	
羽越 3			六日町～小出	六日町駅前	新道小出駅	新潟市役所前	365	1097.0 (3.0)	2.4	7.2人	往 25.9km 復 26.2km	往 0.0km 復 0.0km	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	100.000	
羽越 4			十日町～中里～津南	十日町車庫前	中里	津南営業所前	365	2923.0 (8.0)	6.1	48.8人	往 20.3km 復 19.4km	往 0.0km 復 0.0km	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	100.000	
羽越 5			十日町～宮中～津南	十日町車庫前	宮中	津南営業所前	365	1116.5 (3.0)	8.2	24.6人	往 21.8km 復 20.9km	往 0.0km 復 0.0km	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	100.000	
合計			5系統								往 107.7km 復 108.2km	往 0.0km 復 0.0km	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	100.000	

(2) 補助対象経費の算定

補助ブロック名	申請番号	特別措置	補助ブロック外乗入部分及び同一補助ブロック都道府県外乗入部分以外のキロ程の比率 (チー(リ+ヌ+ル))÷チ=ウ	計画乗車走行キロ ワ	補助対象経常費用の見込額 ヘ×ワ以下の額:カ	(d+e+f)÷3=ソ	補助対象系統のキロ当たり経常収益						補助対象経常収益の実込額 ノ×ワ以上の額:コ	補助対象経常費用から経常収益を控除した額 カー=ヨタ	補助対象経常費用の限度額 カ×9÷20=レ	ウ又はレのうちいずれか小さいほうの額 ソ			
							基準期間の前々年度		基準期間の前年度		基準期間								
							経常収益ヤ	乗車走行キロマ	補助対象系統の乗車走行キロ当たり経常収益ヤ÷マ=ド	経常収益ヤ	乗車走行キロマ	補助対象系統の乗車走行キロ当たり経常収益ヤ÷マ=エ					経常収益ヤ	乗車走行キロマ	補助対象系統の乗車走行キロ当たり経常収益ヤ÷マ=フ
羽越 1			100.000%	60,000.0km	19,048,200円	92円/47銭	10,871,035円	105,800.0km	102円/75銭	8,804,174円	96,900.0km	101円/17銭	6,192,467円	84,250.0km	73円/50銭	5,548,200円	13,500,000円	8,571,690円	8,571,690円
羽越 2			100.000%	46,216.8km	14,672,447円	116円/12銭	10,493,153円	80,924.1km	129円/66銭	9,851,939円	79,145.4km	124円/47銭	6,348,149円	67,366.2km	94円/23銭	5,366,694円	9,305,753円	6,602,601円	6,602,601円
羽越 3			100.000%	57,153.7km	18,144,585円	103円/05銭	13,929,005円	129,998.4km	107円/12銭	11,899,220円	94,874.1km	123円/31銭	6,953,117円	88,309.5km	78円/73銭	5,889,688円	12,254,897円	8,165,063円	8,165,063円
羽越 4			100.000%	116,117.8km	36,863,917円	219円/03銭	28,364,111円	144,065.9km	196円/88銭	31,961,389円	141,611.9km	225円/89銭	30,394,899円	129,599.5km	234円/52銭	25,433,281円	11,430,636円	16,588,762円	11,430,636円
羽越 5			100.000%	47,702.9km	15,144,239円	251円/23銭	8,191,596円	38,591.3km	212円/26銭	11,220,656円	46,405.4km	241円/79銭	15,821,578円	52,797.4km	299円/66銭	11,984,399円	3,159,840円	6,814,907円	3,159,840円
合計				327,191.2km	103,873,368円		71,845,900円	499,379.7km		74,537,371円	458,936.8km		63,710,170円	422,322.6km		54,222,262円	49,651,126円	46,743,023円	37,929,830円

(3) 負担者及び負担割合

補助ブロック名	申請番号	特別措置	補助ブロック外乗入部分及び同一補助ブロック都道府県外乗入部分以外のキロ程の比率 (チー(リ+ヌ+ル))÷チ=ウ	計画乗車走行キロ ワ	補助対象経常費用の見込額 ヘ×ワ以下の額:カ	計画平均乗車密度が5人未満の路線	補助対象経費 ナ	計画額 ナ×1/2=ラ	経常費用から経常収益を控除した額 ニ=ワ-ヨム	損失額から国庫補助額を控除した額 ム=ラ-ウ	ウの負担者とその負担割合								
											新潟県		市町村		その他の者		事業者自己負担		「その他の者」の具体的概要
											負担額	負担割合	負担額	負担割合	負担額	負担割合	負担額	負担割合	
羽越 1				8,571,690円	8,571,690円	3,428,676円	3,428千円	1,714.0千円	13,500,000円	11,786,000円	1,714,000円	14.5%	4,928,310円	41.8%	0円	0.0%	5,143,690円	43.8%	
羽越 2				6,602,601円	6,602,601円	1,535,488円	1,535千円	767.5千円	9,305,753円	8,538,253円	767,500円	9.0%	2,703,152円	31.7%	0円	0.0%	5,067,601円	59.4%	
羽越 3				8,165,063円	8,165,063円	2,721,687円	2,721千円	1,360.5千円	12,254,897円	10,894,397円	1,360,500円	12.5%	4,089,834円	37.5%	0円	0.0%	5,444,063円	50.0%	
羽越 4				11,430,636円	11,430,636円	円	11,430千円	5,715.0千円	11,430,636円	5,715,636円	5,715,000円	100.0%	0円	0.0%	0円	0.0%	636円	0.0%	
羽越 5				3,159,840円	3,159,840円	円	3,159千円	1,579.5千円	3,158,840円	1,580,340円	1,579,500円	99.9%	0円	0.0%	0円	0.0%	840円	0.1%	
合計				37,929,830円	37,929,830円	7,685,851円	22,273千円	11,136千円	49,651,126円	38,514,626円	11,136,500円	28.9%	11,721,296円	30.4%	0円	0.0%	15,656,830円	40.7%	